

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1.環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章に示したとおり、準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見はなかった。

17.2.知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示した準備書についての知事の意見と事業者の見解は、表 17.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 準備書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>1 全般的事項</p> <p>企業の進出にあたっては、工場の建設・稼働に伴う公害の発生を防止するよう指導すること。</p> <p>また、進出企業には、周辺の農業環境に調和した環境整備に努めるよう指導すること。</p>	<p>進出企業に対し、工場の建設・稼働に伴う公害の発生防止に留意するよう指導するとともに、法令に基づく規制はもとより、努力目標に関しても分譲案内等によって周知を図ります。</p> <p>また、周辺の農業環境に調和した環境整備に努めるよう指導します。</p>
<p>2 騒音</p> <p>計画地騒音予測地点 での暗騒音が環境基準を超えており、将来の圏央道開通や進出企業の稼働により、更なる悪化が予測される。</p> <p>このため、特定の道路へ自動車交通を集中させない交通計画等により、周辺民家への影響をできるだけ抑えるよう配慮すること。</p>	<p>進出企業には、現状の騒音環境について周知を図り、特定の道路へ自動車交通を集中させない交通計画を立てる等、周辺民家への影響をできるだけ抑える配慮を行うよう要請します。</p>
<p>3 水質、土壌及び水象</p> <p>(1) 計画地内には地下水の水道水源があることから、搬入される盛土材や進出企業による土壌・地下水汚染防止に十分留意すること。</p> <p>(2) 進出企業は、雨水の利用や透水舗装など、地下水のかん養に努めること。</p>	<p>造成時の搬入盛土材については、事前に汚染が無いことを確認し、適正に造成を行います。</p> <p>また、進出企業には計画地内に市の上水道水源があることについて周知を図り、有害物質を扱う企業に対しては、漏洩による地下水汚染が発生しないよう、事故の発生も踏まえたリスク管理・対策を要請し、有害物質による地下水汚染の防止に万全を期します。</p> <p>また、進出企業は、雨水の利用や透水舗装など、地下水のかん養に努めるよう指導します。</p>
<p>4 動植物及び生態系</p> <p>動植物及び生態系のミティゲーションにあたっては、移植・仮置き、事後調査を含めた管理のあり方については、専門家の指導・助言を求め、モニタリングを含めた順応的な管理をすること。</p>	<p>代償措置として創出する湿地性ビオトープ及びそこに移植する保全すべき植物種の移植、管理については、移植、仮置き、事後調査を含めた管理のあり方について、専門家の指導・助言を求め、モニタリングを含めた順応的な管理を計画します。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>5 景観</p> <p>(1) 周囲の田園風景と調和した郷土種を用いて外周緑地を創出すること。</p> <p>(2) 周辺の田園環境を損なわないよう建築物の色彩の制限や光害の防止について進出企業を指導すること。</p> <p>(3) 景観の予測地点に近景を加え、開通される圏央道も含めた予測とすること。</p>	<p>外周緑地はできるだけ郷土種を用いて、周囲の田園風景と調和した景観の創出に努めます。</p> <p>また、進出企業には、周辺の田園環境を損なわないよう、建築物の色彩の制限や光害の防止について、埼玉県景観計画の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準や、「光害対策ガイドライン」(平成10年、環境庁)に基づき指導します。</p> <p>眺望景観の予測は、近景地点を追加し、圏央道の存在も含めて予測します。</p>